

議案第 3 号

西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年西海市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」を「個人番号の利用及び特定個人情報の提供」に改める。

第 1 条中「個人番号の利用」の次に「及び番号利用法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第12項」を「第 2 条第13項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第14項」

を「第2条第15項」に改める。

第4条第2項中「限度で、」の次に「住民情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第7条に規定する情報をいう。）であって規則で定めるもの、住登外者関係情報（住登外者（西海市の住民基本台帳（住基法に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていない者をいう。以下同じ。）に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるものその他」を加え、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、番号利用法別表の下欄に掲げる事務又は同法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）により管理される住登外者関係情報であって自らが保有するものを利用することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 番号利用法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の処理する事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

4 議会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 選挙管理委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 監査委員	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 農業委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
10 固定資産評価審査委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の2 市長の部西海市営住宅管理条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの項中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項に関する情報」を「住基法第7条に規定する事項に関する情報」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	処理する事務	情報提供機関	特定個人情報
1 議会	住登外者宛名	市長	住登外者関係

	番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも の	教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査 委員会	情報であって 規則で定める もの
2 市長	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも の	議会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査 委員会	住登外者関係 情報であって 規則で定める もの
3 教育委員会	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも の	議会 市長 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査 委員会	住登外者関係 情報であって 規則で定める もの

4 選挙管理委員会	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも の	議会	住登外者関係 情報であって 規則で定める もの
		市長	
		教育委員会	
		監査委員	
		農業委員会	
		固定資産評価審査 委員会	
5 監査委員	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも の	議会	住登外者関係 情報であって 規則で定める もの
		市長	
		教育委員会	
		選挙管理委員会	
		農業委員会	
		固定資産評価審査 委員会	
6 農業委員会	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも	議会	住登外者関係 情報であって 規則で定める もの
		市長	
		教育委員会	
		選挙管理委員会	
		監査委員	

	の	固定資産評価審査委員会	
7 固定資産評価審査委員会	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも の	議会	住登外者関係 情報であって 規則で定める もの
		市長	
		教育委員会	
		選挙管理委員会	
		監査委員	
		農業委員会	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号、第3号及び第4号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

新旧対照表

西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく<u>個人番号の利用及び特定個人情報の提供</u>に関する条例 平成27年12月16日 西海市条例第30号 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用<u>及び番号利用法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。	西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく<u>個人番号の利用</u>に関する条例 平成27年12月16日 西海市条例第30号 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

新	旧
(3) 個人番号利用事務実施者 番号利用法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 番号利用法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)及び(6) (略) 第3条 (略) (個人番号の利用範囲) 第4条 (略) 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>住民情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第7条に規定する情報をいう。）であって規則で定めるもの、住登外者関係情報（住登外者（西海市の住民基本台帳（住基法に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていない者をいう。以下同じ。）に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるものその他同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> 3 (略) 4 市長又は教育委員会は、番号利用法別表の下欄に掲げる事務又は同	(3) 個人番号利用事務実施者 番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 番号利用法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)及び(6) (略) 第3条 (略) (個人番号の利用範囲) 第4条 (略) 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 (略)

新	旧
<u>法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）により管理される住登外者関係情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u> <u>5 前3項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> <u>（特定個人情報の提供）</u> <u>第5条 番号利用法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の処理する事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u> <u>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられて</u>	<u>4 前2項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u>

新	旧																
<u>いるときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> (規則への委任) <u>第6条</u> (略) 別表第1 (第4条関係)	(規則への委任) <u>第5条</u> (略) 別表第1 (第4条関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 563 497 651">機関</th><th data-bbox="501 563 1102 651">事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 654 1102 742">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="152 745 497 1058">3 市長</td><td data-bbox="501 745 1102 1058">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）により実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td data-bbox="152 1061 497 1262"><u>4 議会</u></td><td data-bbox="501 1061 1102 1262"><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="152 1265 497 1329"><u>5 市長</u></td><td data-bbox="501 1265 1102 1329"><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者</u></td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	(略)		3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）により実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<u>4 議会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>5 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 563 1482 651">機関</th><th data-bbox="1487 563 2087 651">事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 654 2087 742">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1137 745 1482 1058">3 市長</td><td data-bbox="1487 745 2087 1058">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）により実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	(略)		3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）により実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
機関	事務																
(略)																	
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）により実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの																
<u>4 議会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>																
<u>5 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者</u>																
機関	事務																
(略)																	
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）により実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの																

新		旧
	<u>の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
<u>6 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
<u>7 選挙管理委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
<u>8 監査委員</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
<u>9 農業委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
<u>10 固定資産評価審査委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	

新			旧		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
2 市長	西海市営住宅管理条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	西海市営住宅管理条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		<u>住基法第7条に規定する事項に関する情報</u> であって規則で定めるもの			<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項に関する情報</u> であって規則で定めるもの

新				旧
別表第3（第5条関係）				
情報照会機関	処理する事務	情報提供機関	特定個人情報	
1 議会	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも の	市長	住登外者関係 情報であって 規則で定める もの	
		教育委員会		
		選挙管理委員会		
		監査委員		
		農業委員会		
		固定資産評価審 査委員会		
2 市長	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事	議会	住登外者関係 情報であって 規則で定める もの	
		教育委員会		
		選挙管理委員会		
		監査委員		

新				旧			
	<u>務であって規則で定めるもの</u>	<u>農業委員会</u>					
		<u>固定資産評価審査委員会</u>					
3 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>議会</u>	<u>住登外者関係情報であって規則で定めるもの</u>				
		<u>市長</u>					
		<u>選挙管理委員会</u>					
		<u>監査委員</u>					
		<u>農業委員会</u>					
		<u>固定資産評価審査委員会</u>					
4 選挙管理委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管</u>	<u>議会</u>	<u>住登外者関係情報であって規則で定めるもの</u>				
		<u>市長</u>					
		<u>教育委員会</u>					

新				旧
	<u>理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>監査委員</u> <u>農業委員会</u> <u>固定資産評価審査委員会</u>		
<u>5 監査委員</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>議会</u> <u>市長</u> <u>教育委員会</u> <u>選挙管理委員会</u> <u>農業委員会</u> <u>固定資産評価審査委員会</u>	<u>住登外者関係情報であって規則で定めるもの</u>	
<u>6 農業委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能</u>	<u>議会</u> <u>市長</u>	<u>住登外者関係情報であって</u>	

新				旧
	<u>による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>教育委員会</u> <u>選挙管理委員会</u> <u>監査委員</u> <u>固定資産評価審査委員会</u>	<u>規則で定めるもの</u>	
<u>7 固定資産評価審査委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>議会</u> <u>市長</u> <u>教育委員会</u> <u>選挙管理委員会</u> <u>監査委員</u> <u>農業委員会</u>	<u>住登外者関係情報であって規則で定めるもの</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号、第3号及び第4号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。